

●香川県告示第458号

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款を次のように定める。

平成23年12月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款

(香川県工事請負契約約款の一部改正)

第1条 香川県工事請負契約約款(平成9年香川県告示第256号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第45条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第45条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

(香川県土木設計業務等委託契約約款の一部改正)

第2条 香川県土木設計業務等委託契約約款(平成11年香川県告示第258号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第43条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第43条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

(香川県建築設計業務等委託契約約款の一部改正)

第3条 香川県建築設計業務等委託契約約款（平成11年香川県告示第259号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第42条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）<u>第96条の6</u>又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第42条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）<u>第96条の3</u>又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この約款は、平成23年12月2日から施行する。